

平成 20 年度監査基本計画

1 基本方針

本市においては、近年、財政調整基金が残りわずかになるなど、非常に厳しい財政運営を強いられている。

また、昨年度は補助金交付に関する問題が発覚するなど、市の事務に対する信頼が大きく揺らいでいるほか、定期監査等でも、数年来、同じ項目に対する指摘が続く例があり、事務執行に対する緊張感が欠けていると言わざるを得ない状況となっている。

このような中、本年度における能代市の監査は、従来どおり指導的監査に重点を置いて行うが、監査対象のリスクが高いと判断した場合は、より詳細な調査を行うほか、特に次の点に配慮するものとする。

- 財政援助団体等監査では、平成 19 年度交付した全ての補助金を対象として監査を実施する。
- 定期監査では、結果報告書について、指摘事項を各課別で具体的に記載することとする。
- 行政監査的事項では、市税及び使用料等の客体把握から収納までの一連の事務を新たに取り上げる。

2 実施監査種別及び方針

(1) 決算審査

決算その他関係諸表の計数の正確性を検証するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、公営企業・準公営企業会計については、経済性の発揮及び公共性の確保を主眼として、独立採算性等の見地から企業経営のあり方について監査を実施する。

また、いわゆる地方公共団体財政健全化法に基づく財政健全化の措置については、平成 20 年度決算から適用されるが、今年度審査する平成 19 年度決算では指標の公表が行われる予定となっていることから、決算審査の中の重点事項として調査・分析を行うものとする。

(2) 基金運用状況審査

基金の運用状況を示す書類の計数の正確性を検証するとともに、基金の運用が、適正かつ効率的に行われているかどうか、またペイオフ対策では相殺範囲内の預け入れとなっているかなど運用の安全性が確保されているかどうか主眼として実施する。

(3) 定期監査

市の財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうか、また、市の経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

従来実施していた前期及び中期定期監査については、今年度、年度当初に財政援助団体等監査を実施することから、本計画では期間を定めず、対象となる施設の監査については、後期定期監査に組み込んで行うなどの手法で行うこととする。

なお、定期監査の結果報告書については、不当な事項があった場合、昨年度は項目ごとに部局名を記載したが、本年度は課等の単位で結果の正否を記載し、誤り等の指摘をする場合は、その内容を具体的に記述するものとする。なお、報告書の様式は、別紙のとおりとする予定である。

(4) 財政援助団体等監査

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施する。

特に、補助金等の支出に当たって、担当課の事務が適切に行われているか、また財政援助団体等に対して担当課が指導的な役割を担っているかを検証する。これらについては、年度当初に一定期間集中して、平成 19 年度における全部の補助金等の交付事務を調査することとし、必要によっては、財政援助団体等を直接監査することも検討する。

また、指定管理者については、財政援助団体等と別に年度後半で実施する。

(5) 例月出納検査

各会計の現金の出納について計数の正確性を検証するとともに、事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施するほか、期末監査である決算審査に対する期中監査と位置づけ、財務事務処理に関する監査を継続的に実施する。

(6) その他

行政監査については、定期監査の中で行政監査的な項目を設け監査を実施するものとし、次の項目を予定している。

歳出における給付金等の給付事務

歳入における賦課徴収事務

工事現場等の実地監査

3 執行上の留意点

(1) 監査は、年間監査基本計画と各監査実施計画に基づき、適時に秩序整然と実施する。

(2) 監査は、基本方針に基づいて行うとともに、監査の着眼点等を重点的・的確に定め、監査対象に即した監査方法を選択して実施する。

(3) 定期監査及び例月出納検査においては、市民への説明責任と信頼性の確保を重視し、監査を実施する。

- (4) 監査を実施し、その結果不当な事項等があった場合には、報告書等に対象課等を明記し、具体的な改善の方向を求めていく。
- (5) 監査を終了したときは、速やかにその結果を決定し、報告、意見等を提出するとともに、ホームページ等でその結果を広く市民に周知する。
- (6) 市長等は、監査の結果報告で指摘した事項に改善措置を講じた場合、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、監査委員にその内容を通知することとされている。
今年度以降、この規定に基づき、改善措置状況報告の通知を明確に行うこととし、取扱方法等を別途通知する。

4 各監査実施（予定）期間

財政援助団体等監査 （平成 19 年度分）	4 月上旬～ 6 月上旬 ・ 4 月 監査資料作成及び関係簿冊提出依頼 ・ 4 月～ 5 月 関係簿冊調査 ・ 5 月～ 6 月 関係団体の監査
企業会計決算審査 （平成 19 年度分）	6 月上旬～ 8 月下旬 ・ 4 月上旬 棚卸の立会 ・ 7 月中旬 決算審査に係る聞き取り
一般会計等決算審査 （平成 19 年度分）	6 月上旬～ 9 月下旬 ・ 8 月中旬 決算審査に係る聞き取り
広域組合決算審査 （平成 19 年度分）	7 月中旬～ 9 月下旬 ・ 8 月 決算審査に係る聞き取り
定期監査 （平成 20 年度分）	10 月～ 3 月 ・ 10 月中旬 監査資料提出依頼 ・ 11 月～ 12 月 各課等の簿冊監査 ・ 1 月中旬 監査の講評
行政監査的事項	4 月以降随時 ・ 給付事務 ・ 賦課徴収事務 ・ 工事現場等の実地監
広域組合定期監査 （平成 20 年度分）	10 月～ 2 月 ・ 事務局
例月出納検査	毎月中旬から月末まで